

条第2号中「国」の下に「、独立行政法人等」を加え、同条第4号口中「国」の下に「、独立行政法人等」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議員提出第19号議案

足立区議会会議規則を左横書きに改める規則

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

平成14年12月19日

提出者

足立区議会議員	浜 崎 健 一
同	馬 場 繁太郎
同	藤 崎 貞 雄
同	平 沢 太 郎
同	中 島 勇
同	渡 辺 修 次
同	白 石 正 輝
同	飯 田 豊 彦
同	篠 原 守 宏
同	野 中 栄 治
同	大 島 芳 江
同	金 沢 美 矢 子
同	針 谷 み き お
同	前 野 和 男

足立区議会議長 鈴木 進 様

(提案理由)

足立区議会会議規則を左横書きに改める必要があるため、本案を提出する。

足立区議会会議規則を左横書きに改める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、足立区議会会議規則（昭和31年9月26日区議会議決）及びこの規則（以下「会議規則等」という。）を左横書きに改める

ことについて必要な事項を定めるものとする。

(形式)

第2条 会議規則等の形式は、左横書きに改める。

2 前項の場合において、配字は会議規則等における配字と同様とする。

(用字等)

第3条 会議規則等中、漢数字（熟語の一部をなすことによって数量を指示する意味の薄くなっている漢数字及び数量を指示する意味は持っているが慣用の確立されている熟語の一部をなしている漢数字を除く。）はアラビア数字に、号番号として用いられる漢数字は横かつこで囲んだアラビア数字に改める。ただし、区議会議長が改めることが適当でないと認められたものは、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、会議規則等の用字、用語等で左横書きの実施に伴い改める必要があるものは、その内容を変えることなく、左横書きの形式に適合するものに改める。

付 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

議員提出第20号議案

小規模住宅用地にかかる都市計画税の

軽減措置の継続を求める意見書

右の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出する。

平成14年12月19日

提出者

足立区議会議員	田 中 章 雄
同	飯 田 豊 彦
同	野 中 栄 治
同	鈴 木 進
同	藤 木 二 幸
同	渡 辺 修 次
同	馬 場 繁太郎
同	白 石 正 輝
同	藤 崎 貞 雄